

2023年7月7日付ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会小委員会決定第171/5号

抜粋

モスクワ市

1. 行われた討議を踏まえ、また「外国人に属する資産の扱いの戦略および居住者と非居住者間での取引（オペレーション）の規制実施についての2023年4月11日の会議を受けてのロシア連邦大統領指示一覧」（2023年6月4日付、第Pr-1114号）の第2項の履行として、ロシアの事業体の定款（抛出）資本金中の株式、持分（出資金）を含む有価証券（以下、資産）を譲渡する取引（オペレーション）の、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）である、または、その登記場所もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者（以下、非友好的行動を実行する外国国家の者）による実施（遂行）に対する許可を小委員会が発行する件の検討に際しては、原則として、そうした取引（オペレーション）の実施（遂行）の際に以下に列挙される条件が設定されることの妥当性に立脚する旨の、小委員会による全員一致の決議が採択された：

1) 民間で評価業務に従事し、小委員会によってそうした評価業務に推奨される査定人（査定機関）一覧に含まれる独立の査定人または当該一覧に含まれる法人と労務契約を締結した査定人による独立の評価報告書（以下、独立の評価報告書）が存在すること；

2) 独立の評価報告書のほかに、1998年7月29日付連邦法第135-FZ号「ロシア連邦における評価業務について」第17.1条にしたがった専門鑑定書作成のために小委員会に推奨される査定人自主規制機関の一覧に含まれる査定人自主規制機関の専門家（単数または複数）によって1998年7月29日付連邦法第135-FZ号「ロシア連邦における評価業務について」第17.1条にしたがって作成された専門鑑定書が存在すること；

3) 独立の評価報告書に記載された当該資産市場価格の50%以上の値引きを伴う売却；

4) 取引（オペレーション）実施（遂行）日から3カ月以内に、独立の評価報告書に記載された当該資産市場価格の半額の10%以上の金額（資産の売却が、独立の評価報告書に記載された当該資産市場価格から90%未満値引きして行われる場合）または独立の評価報告書に記載された当該資産市場価格の10%以上の金額（資産の売却が、独立の評価報告書に記載された当該資産市場価格から90%超値引きして行われる場合）を、連邦予算に任意納付する義務が存在すること；

5) 上場株式会社の定款資本金を構成する株式が購入される場合、その上場株式会社の購入される株式パッケージの20%までが正式な取引の場で募集されること、この際：

そうした募集実施の開始時期は、取引（オペレーション）実施（遂行）日から1年以下とし、募集期間は募集開始日から3年を超えてはならない；

事業体が上場株式会社に吸収される形で再編される場合、吸収された事業体の株式の、吸収に際してのそうした両社の株式間の転換係数による補正後の20%に相当する、吸収する側である上場株式会社の株式の正式な取引の場での募集は、取引（オペレーション）実施（遂行）日から3年以内に行われる；

6) 取引（オペレーション）実施の結果として、株式会社の上場（株式公開）資格が終了するまたはそうした株式会社が清算される場合、正式な取引の場での（新たに設立された、または株式会社が上場（株式公開）の資格を獲得した結果としての）上場株式会社の株式の20%までの募集が行われること、この際株式会

社による上場（株式公開）資格の獲得およびそうした募集の実施期限は、取引（オペレーション）実施日から3年以内とする；

7) 買手および（または）買手に購入される事業体の、当該事業体の技術的能力および主要な種類の経済活動の維持、雇用の維持および他の法人との間で締結された契約に係わる義務の履行などが含まれるような重要業績評価指標が設定され、その指標の達成状況を監督する旨の勧告が連邦行政機関へ提出されること；

8) 資産買戻しの可能性が盛り込まれた取引（オペレーション）については、そのオプション実行日の市場価格による資産の買戻し、居住者である資産保有者にとっての経済的利益の存在、および許可の有効期限（原則として、当初の取引（オペレーション）実施日から2年以内）設定；

9) 取引（オペレーション）実施の際の、非友好的行動を実行する外国国家の者への、「C」型口座へ金銭の払込み、または取引（オペレーション）に係わる決済の、ロシア連邦領外への金銭の振込を行わないロシア連邦の銀行システム内でのルーブル建てによる実施、または、外国の者との取引（オペレーション）に係わる金銭のそうした者のロシア連邦領外に所在する銀行もしくは金融市場機関に開設された口座への振込の場合、分割払いの存在；

10) 申請者が、取引（オペレーション）実施のために必要な、ロシア連邦の法令に定めるその他の許可を有しており、それについての情報を提出していること。

2. 小委員会は、ロシア連邦大統領令に定める場合における外国債権者（以下、外国債権者）への利益（配当金）支払い実施を許可する旨の決議の採択は、原則として、以下の条件が遵守された場合に限るという方針についてのロシア財務省とロシア銀行の情報を考慮した；

1) 支払われる利益（配当）の額が前年度の純利益の50%以下である；

2) 過年度の利益（配当）の支払いに関する遡及的な分析の結果が考慮されている；

3) 外国債権者である出資者（株主）がロシア連邦領内において商業活動を継続する意志を有している；

4) 組織の活動の意義ならびに組織が実施する活動がロシア連邦の技術上・生産上の主権ならびにロシア連邦（ロシア連邦構成主体）の社会経済発展に与える影響の評価に関する連邦行政機関およびロシア銀行の考え方が考慮されている；

5) 申請者が自らに引き受けた重要業績評価指標の達成義務を履行したことが連邦行政機関（ロシア銀行）に確認されている；

6) 設定されている重要業績評価指標が達成された場合、四半期ごとに利益（配当）を支払うことが可能である。

3. 小委員会会議議事録2022年12月22日付第118/1号および2023年3月2日付第143/4号を失効したものと認める。

本抜粋は真正である。